

親が認知症で、介護施設や病院との契約ができない。

物忘れがひどく、金銭管理や手続きが難しくなってきた。

認知症の親が悪質商法に騙されないか心配。

将来、認知症などで判断能力が低下したときに備えておきたい。

最近、このような お困りごと

ありませんか？

よくわからずい
不要なものを契約
してしまった…



知的障害のある
子どもの将来につ
いて、親亡き後
の生活をどう
しよう。

知って安心

成年後見制度

をご存じですか

……成年後見制度に関する相談窓口……

松浦市では、成年後見制度利用促進の中核機関を、令和4年7月から松浦市地域包括支援センターに設置しています。中核機関とは、認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分ではない人の権利や財産を守り、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心となる機関です。お気軽にご相談ください。

＜ご相談・問い合わせ先＞

松浦市地域包括支援センター (市役所長寿介護課内)

電話番号：0956-72-1111 (代)

受付時間：8:30～17:15 (土日・祝日・年末年始を除く)

住 所：〒859-4598 松浦市志佐町里免365番地



成年後見制度を利用すると、 こんなことができます。

財産管理

- 通帳の管理や支払いなどの財産管理
 - ・年金などの受取り手続き
 - ・公共料金、福祉サービス利用料などの日常生活における費用の支払い
 - ・不利益な契約の取り消し
-
- 書類などの手続きのお手伝い
 - ・公共機関からの書類手続き
 - ・住所変更や保険手続きなど



身上保護

- 入退院や福祉サービスの手続き・解約など
 - ・福祉サービスや入院に関する手続き
 - ・施設入所に関する契約行為など
-
- 定期的な訪問で生活状況等を確認
 - ・本人の状況に変化がないかの確認
 - ・意向や安心して生活が送れるような環境であるかの確認など

成年後見制度

すでに判断能力が不十分 法定後見制度

判断能力があるうちに 任意後見制度



任意後見契約
(任意後見人)

[手続き先] 長崎家庭裁判所
平戸支部

公証役場（佐世保）

成年後見人等が できないこと

- 掃除、洗濯、調理、買い物などの家事行為
- 手術や延命治療などの医療同意
- 保証人や連帯保証人

成年後見人等の 報酬

成年後見人等は報酬付与の申立てをすることができ、報酬額は家庭裁判所が決定します。



……「法定後見制度」の手続きのながれ……

①家庭裁判所への 申立て

必要な書類が決められています
(様式は家庭裁判所にあります。
インターネットでダウンロード
することも可能です)。

②家庭裁判所での 書類の審査

家庭裁判所から本人調査がある場合があります。裁判官が成年後見人等を選任します。

③成年後見人等が 決定され、利用開始

家庭裁判所が成年後見人等を
決め、審判(決定)の確定後、
成年後見人等の支援が始まります。

Q.申立てできる人は?

A.本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長など

Q.申立て費用は?

A.1万円程度ですが、鑑定が必要な場合や診断書作成費用が別にかかります。

Q.どのような人が後見人になるの?

A.主に親族のほか、福祉の専門家や法律の専門家、福祉団体(法人)など

